

社会資本整備審議会河川分科会（第23回）

平成19年2月27日（火）

【事務局】 それでは、あとお一方、まだお見えになっていないようでございますけれども、定刻を過ぎましたので、ただいまより第23回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたしたいと思えます。私は、事務局を務めます〇〇でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

社会資本整備審議会におきまして、本日、2月27日付で審議会委員の改選が行われました。この関係で、河川分科会につきましては、引き続き各審議会委員の皆様方に分科会の委員をお務めいただくこととともに、新たに〇〇委員がご就任されましたので、ご報告を申し上げたいと思えます。なお、〇〇委員におかれましては、本日、都合によりご欠席でございます。

それから、去る1月26日付で新たにご就任いただきました〇〇委員が、本日、ご出席でございますので、ご紹介いたしたいと思えます。〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 それから、前回、当分科会に付託がございました中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について調査するために、1月26日付でご就任いただきました専門委員のうち、本日、〇〇委員がご出席でございますので、ご紹介申し上げたいと思えます。〇〇委員でございます。

【委員】 （一礼）

【事務局】 それと、本日の委員のご出席の状況でございますけれども、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員がご欠席、さらに〇〇委員が少し遅れておられますが、いずれにしても分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることをご報告申し上げたいと思えます。

引き続きまして、お手元に配付させていただいております資料の確認をお願いいたしたいと思えます。「資料目次」という紙があると思えますけれども、それと対応しながら確認いただければと思えます。

本日、大きく2つテーマがございまして、「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」ということで、資料1-1「目指す方向（案）」、それから1-2「今後の

方向性(案)」、それから1-3「土砂災害対策懇談会について」というものでございます。

それから、河川整備基本方針の関係につきまして、本日は荒川、揖保川、太田川それぞれの水系についてご審議いただくことになっておりますが、「各水系の河川整備基本方針(案)の概要」ということで資料2、それから「小委員会報告」ということで資料3、それから、荒川・揖保川・太田川それぞれの「基本方針(案)」ということで4-1から4-3まで、それから、それぞれ3つの水系の「工事实施基本計画と基本方針(案)」ということで5-1から5-3ということで資料を用意させていただいております。不備がございましたら、事務局にお申し付けいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ここで、〇〇よりごあいさつを申し上げます。

【事務局】 〇〇でございます。お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、2月27日付で再任をお受けいただいた方、また、新たにご就任いただいた委員の方々におかれましては、厚く御礼申し上げます。

今日は、1月31日に諮問致しました「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」ということでございますが、昔流で言えば5カ年計画の策定前の審議会審議というところでございまして、前は自由にご意見をいただいたところでございます。今回もその延長でございますが、先ほど出されました政府間パネル(IPCC)の第4次の報告にもありますように、地球温暖化による異常気象の多発、こういった自然的な条件の変化、あるいは、少子高齢化、財政制約、人口減少、こういった社会的条件の変化の中で、治水対策、すなわち河川あるいは砂防の行政をどのようにやっていったらいいのかという基本的な方向についてご議論いただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

治水事業として10年先を見つめながら、まずは、5年先をどういう姿にしていくのかという絵をかいてまいりたいと思ひますので、ご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議事の後半でございまして、3水系について小委員会での河川整備基本方針の検討が終わりましたので、そのご審議をお願ひしたいと思ひます。1級水系、109本あるわけでございますが、この3本を入れますと67という数字になります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局】 それでは、議事に移らせていただきたいと思ひますが、その前におわびがございまして。本日、審議のテーマになっております「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」の関係資料につきまして、本来ならば事前にお送り申し上げなければ

ばいけないところ、今日まで資料の調整にかかってしまいました。申しわけございませんでした。今後は、事前に各委員の先生方に送付させていただきますよう気をつけますので、お許しいただきたいと思います。

それでは、議事に移らせていただきますけれども、先ほど申しましたが、審議会の委員の方々の改選がございました。その関係で、分科会長の選任を行わなければいけません。それまでの間、私が議事の進行を務めさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

社会資本整備審議会令第6条第3項によりまして、委員の皆様方の中から分科会長を互選していただくことになります。恐れ入りますけれども、どなたかご推薦をお願いしたいと思います。

〇〇委員。

【委員】 西谷委員を推薦したいと思います。西谷委員は、河川行政の実務面、法律面に大変精通しておられ、前回まで分科会長をご経験されていた実績のある方でございますので、ぜひお願い申し上げたいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。ほかにご推薦はございませんでしょうか。

それでは、西谷委員に分科会長をお願いすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ご異議がないようでございますので、西谷委員に分科会長をお願いしたいと思います。

それでは、西谷委員、分科会長席にお移り願えますでしょうか。

(西谷分科会長、席へ移動)

【事務局】 それでは、西谷分科会長、よろしくお願ひ申し上げます。

【分科会長】 至りませんが、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

では、早速ですが、議事に入りたいと思います。

本日初めの議題は、「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方」ということでございます。本件につきましては、1月31日の当分科会において各委員の方々から今後の治水対策について自由なご意見をいただいたところではありますが、今回は2回目の審議ということになります。治水事業における今後の方向性等についてご審議をお願いいたしますと存じます。

まず、事務局から、資料によりご説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局を担当しております〇〇でございます。お許しをいただきまして、座ってご説明させていただきます。資料1-1と資料1-2を使いましてご説明いたします。

まず、資料1-1でございますけれども、前回の分科会を踏まえまして、議論の方向性を事務局なりに整理させていただきました。本日の議論の参考にしていただければということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

前回の議論を踏まえまして、全体の方向性として4つの柱を組み立ててございます。1つ目が「気候変動等による異常気象の増加傾向を踏まえた治水対策」ということで、その中をさらに3つに区分してございまして、「治水事業の進め方の転換」というのがまず1つ目でございます。

前回の分科会では、委員の皆様方からご意見いただきましたけれども、ここに関連いたしますものとしまして、気候変動等による海面上昇などによる被害が増加することは明らかであり、それを踏まえた対応が必要、予算が限られている中で今までと違う工夫が必要、公共事業のイメージが悪く、イメージアップに努めるべき、日本の国土は水害に対して脆弱であるとの認識を広げることが必要、こういったご意見がございました。

これに対しまして、考えられる対策・対応といたしましてそこにちょっと書いてございますが、目指すべき目標を明確化し、限られた投資余力の中で効率的・戦略的に事業を進めることが必要、さらには、維持管理についても予防的修繕の考え方の導入、市民参加の推進、民間活力の導入等、新しい維持管理のスタイルを確立していくことが重要ではないか、というようなことで対応を考えてございます。

2つ目の区分でございまして、「保全目標の転換」ということで、前回の委員の皆様方からのご意見といたしまして、想定する規模を超える災害は必ず発生するため、減災の考え方が重要ではないか、災害が発生した際に被害を最小化する観点が必要ではないか、住宅や農地など土地利用に応じた異なる安全度を設定してはどうか、こういったご意見がございました。

これに対しまして、災害が発生したとしても、国家レベル、地域レベルの社会経済活動が持続可能となるように、守るべき中枢・中核的機能等が集約している地域について、重点的かつ集中的に保全対策を実施する必要がある、さらには、いかなる地域においても少なくとも人命被害が生じないよう地域特性に応じた保全対策を実施する、こういったことが必要ではないかという方向性を示させていただいてございます。

3つ目の区分でございますが、1枚めくっていただきまして2ページでございますが、地域特性に応じた多様な手法を選択すべきではないかというようなことで、ご意見といたしましては、降った雨をすべて下流に流すのではなく、雨が降った地域内で処理すべきだとか、下流への流量を増加させない遊水地の整備により流域全体の安全度の向上を図る必要がある、さらには、都市型水害の頻発を踏まえ、河川と下水道が一体となった対策が必要とか、ゼロメートル地帯やはんらん域に集中する人口・資産を分散すべき、そういった意見がございました。また、防災教育や環境教育を一体的に実施すべきではないか、さらには、水害等に関する技術や知識の伝承などにより地域防災力を再生すべきではないか、こういったご意見がございました。

これに対しまして考えられる対応でございますけれども、地球温暖化等によりまして豪雨災害の頻発、それから渇水の頻発、海面の上昇、こういう3つのファクターがございすけれども、そういったことに対応いたしまして、豪雨災害の頻発に備えて連続堤防の整備に加え、輪中堤や二線堤の整備等の減災対策を講じる、さらには、ハザードマップや防災情報の提供とともに、土地利用誘導や盛り土の規制などのソフト対策を実施することが必要ではないかと。それから、渇水の頻発に備えて、ダム群連携等の既存施設の有効活用とともに、渇水調整ルールの見直しや未利用の開発水量の有効利用等を実施すべきではないか、さらに、海面の上昇に備えて、高潮堤防や下流部の堤防強化を図るとともに、塩水遡上に対応した取水施設の見直しを実施すべきではないか、さらには、自助・共助・公助のバランスのとれた防災体制を構築するために水防団等の充実・強化、さらには地域で活動する人材の育成や社会教育活動との連携を強化する必要があるのではないか、というようなことを示してございます。

また、2つ目の柱といたしましては、「ICTなどの新技術を活用した新しい河川管理の実施」ということで、委員の皆様方のご意見としましては、例えば道路の各種センサー、こういったものをはんらん状況を把握するための浸水センサーとして活用するなど、河川分野でのICTの活用が重要ではないか、洪水観測や予測技術の高度化へ重点投資することにより洪水予測精度を向上させることが重要ではないか、というご意見がございました。

これらに対しましては、考えられる対策案といたしまして、洪水時における流量だとか土砂の動態だとか、さまざまな情報につきまして、各種センサーやテレビカメラ、ヘリコプター、さらには観測衛星、こういったものからの情報、こういったものを総合的に集めて、有効な対応策を講じることができるよう、そういう高度な河川管理を実現して

はどうかというふうな方向性を示してございます。

また、河川の流量や水質の把握、堤防の状態、不法投棄の監視など、平常時の河川の管理においても各種センサーの開発やテレビカメラの解析技術の高度化によりの確な河川管理を実施すべきではないか、そういったようなことを示してございます。

さらには、デジタルの通信システムやICタグ、GIS、そういった技術を活用して河川や流域情報をデータベースとして統合化する、こういったもので情報を共有化する必要があるのではないかという方向性を示してございます。

3つ目の柱といたしましては、「都市部における潤いあるまちづくり・地域づくり」ということでございます。委員の先生方からは、都市部において重点的な投資が必要とか、地域は気づいていないけれども、都市の中の水は大事な存在だ、さらには、都市部できれいで親しみやすい水辺整備は重要、河川を観光に生かすためには地域の魅力を伝える人材の育成が重要だ、こういったご意見がございました。

こういったことに対しましては、これからの施設が大量に更新時期を迎えるタイミングになりますので、これを好機ととらえて、にぎわいの場として美しく品格のある河川空間を再生してはどうかというようなことをお示ししてございます。また、地域の発意に基づき、美しく歴史・文化の香る質の高い川づくりを実施するとか、地域と一体化となった観光振興とか、そういったものを図る方向性を示してございます。

4つ目の柱といたしましては、「自然豊かな河川空間の再生」ということで、委員の先生方からは、特に都市部において水循環が非常に重要、ダムや砂防えん堤で土砂をためることによって白砂青松の浜が喪失しており、土砂を下流に流すことが必要、過去の利用法にとらわれず河川空間を再生することが必要、こういうご意見がございました。

これに対する対応といたしましては、川の持つ本来のダイナミズムを生かして、自然豊かな河川環境を再生するとともに、河川の縦断方向の連続性や河川と流域との連続性を確保するとか、土砂移動をしっかりさせるとか、水循環をしっかりさせる、そういったようなことを方向性として示してございます。

もう一つ、資料1-2でございますけれども、ただいまご説明いたしました点につきまして、若干補足的な事項を整理させていただいております。

1ページめくっていただきまして、〇〇のあいさつの中にもございましたけれども、IPCC（気象変動に関する政府間パネル）がございましたけれども、その三次のレポートで左の上でございますが、北半球の気温の変化を見ていただければ、ここ50年にもなりま

せんけれども、近年、温度の上昇の傾向が急激になってきていることがわかります。また、第四次のパネルでも、このまま続くと、2つのシナリオがございますけれども、「化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する社会」というような想定ですと、気温上昇はあと100年で4度ぐらい上がって、海面は最大60センチ上がるのではないかとというような想定がございます。また、熱帯低気圧の強度が強まるとか、気候が多分かなり猛烈になるというようなことが想定されてございます。

それに関連しまして、左の下に「高潮による浸水回数の増加」ということでございますが、ベニスのあの冠水頻度を見ますと、このところ急激に増えております。また、厳島神社、広島宮島でございますが、その冠水頻度を見ましても、ここ六、七年、ものすごく冠水頻度が増えているという実情がございます。それから、海面が60センチも上昇いたしますと、ゼロメートル地帯が5割も増えるというようなデータを右下で示してございます。

それから、次のページに参りまして、気候変動が激化するというお話をしましたが、前回もお示ししましたが、雨の降り方がかなり凶暴になってきているというようなことが言えます。それから、年降水量は減少傾向であります、少雨と多雨の変動幅が増大しているという現象もございます。

それから、左の下には「100年後年最大時間降水量100年確率」というものでございますが、40%以上増加するというとも言われておりますし、雪も、今年も大変雪の少ない年でございますけれども、積雪が少なくなりまして、水の蓄えが大幅に減るというようなことも考えられております。

3ページに参りまして「計画的な整備」。前回も予算の話をして、あまり予算の話をするのはいかかかというご指摘もありましたけれども、またここでも示させていただきますが、今後の予算の動向等を見ております。3%減ということでこのところずっといきますと、もう今後投資できるところが、あと十数年で厳しくなってくると。下にコスト削減の話を書いておりますが、ここ数年間は、コスト削減を徹底的にやりまして、それで何とか予算の減少の影響を緩和してきてございましたけれども、これからは、それも限界に来ておりますので、実質的な目減りはこれから迎える局面でございます。そうしたことによりまして、管理にも手が回らない、あるいは、災害の後追い対策も手が回らないときがくるというようなことでございます。

1枚めくっていただきまして4ページでございます。毎年、水害はやっぱり起こるとい

うことで、ここ数年間の水害の発生、100億円以上が発生した都道府県を示してございますが、いろいろなところでばらばらに水害被害が発生しているのがおわかりいただけると思います。16年は全国的にも大きかったですけれども、安全なところは必ずしもありません。災害が起こったところは、再度災害防止という手が打たれますけれども、起こっていないところは、安全度が低いまま放置されているというような実情もございます。右側に後追い予算が非常に多いということを、前回もお示しした資料を示してございます。

そういったようなことで5ページでございますが、「河川行政の課題と今後の方向性」ということで、先ほどご説明した資料の4つの柱を下に示してございます。

1枚めくっていただきまして、こういうような状況下で、三大都市圏が被災すると大変厳しいことになると。我が国のみならず世界的にも影響を及ぼすということで、右側にごございますように、荒川が決壊した場合には、東京の中心部、こういったところまで水が押し寄せてくる。地下鉄もたくさんところで浸水してしまう。こういうふうなことで都市機能が麻痺してしまうと、日本のみならず世界的な影響が出るということでございます。

1枚めくっていただきまして、三大都市圏以外でも中枢・中核的な機能が被災するケースもございます。福岡がやられたケースもございましたし、名古屋がやられたケースもございます。こういうようなことが起こりますと、そのエリアにとどまらず、広域的なエリアが大きなダメージを受けるというようなことにもつながります。

さらにもう1枚めくっていただきまして8ページでございますが、土砂災害でもそういうことがありまして、例えば静岡の由比の海岸には重要な交通が集中してございますが、ここが大きな地すべり地帯になってございます。ここが万が一落ちますと、鉄道や道路、こういったものが寸断されてしまいまして、我が国の社会経済活動にもものすごく大きな影響が出てまいります。それから火山噴火だとか大きな地震などによりまして、例えば三宅島ですと、全島避難をしたり、大島もそうでしたけれども、大規模な避難、そういったものが行われたりします。山古志村、中越地震のときにも、村が1つみんな避難したということもございます。そういう大きなダメージもありまして、社会的に大きな影響が出るということでございます。

それから、9ページでございますが、中山間地域、逆に過疎化がどんどん進んでおりますし、高齢化が進んでおります。そういう中山間地域は、存亡を脅かすようなことにもなりかねないということをここでお示ししていらっしゃいます。

1枚めくっていただきまして10ページでございますけれども、地域全体の防災力が落ちてきているという話なんですけれども、左上のところに水防団の数の推移がございますけれども、昭和46年ぐらいに比べますと、今は4分の3ぐらいになってございますし、その右側に年齢構成がありますが、高齢化も進んでいて、水防団自体の防災力が低下しています。

それから、一番右のグラフですけれども、「建設業者数の減少」というのがございますが、公共投資自体の減少に伴いまして、地元の災害復旧のときに一番最前線でがんばる建設業者の皆さんが、数が減っていつている。これは大変我々にとって大きなダメージにつながるのではないかと考えています。

それから、その下のほうに住民の皆さんの災害、水害や土砂災害に対する意識がございますけれども、こういうことを見ますと、防災教育だとかそういったものを徹底的にやる必要があるのではないかと考えてございます。

それから、11ページでございますけれども、「情報技術の活用による河川管理の高度化」、イメージを示してございます。

その次、12ページでございますけれども、「潤いのあるまちづくり・地域づくり」、これにつきましても、イメージを示してございます。

最後、13ページでございますが、自然豊かな川の本来のその河川環境、こういったものを再生する、これもイメージを示してございますので、参考にさせていただければと思います。

土砂災害の関連でございますけれども、若干補足がございますので、〇〇から説明をお願いいたします。

【事務局】 〇〇でございます。座ってご説明させていただきたいと思います。

資料は、資料1-3、1枚紙でございます。

この河川分科会と並行いたしまして、土砂災害を対象にその対策をつくるということで、この懇談会を開催しているところでございます。「設立趣旨」に書いてございますとおり、今、〇〇から説明がありましたとおり、予算が非常に厳しい中で計画的に土砂災害のハード対策、施設整備をどうするか、それから、それにあわせて人命だけでもとりあえず安全にしていくということで、ソフトの警戒避難体制のあり方、こういうことを同時に、今、議論しております。また、地域的には、先ほどご紹介がございました中山間地域、こちらのほうが土砂災害が起りやすい地域でございます、社会的に人口減少あるいは高齢

化などが進んでおりますので、それに対してどういうふうな対応をしていって安全で活力のある地域にしていくかというようなことを中心に懇談会で議論をしていただいているところでございます。

開催時期、2として書いてございますが、先週、2月20日に第1回の開催をいたしました。

懇談会のメンバーは、3の「委員」のところに書いております先生方に委員になっていただいております。今日お越しの〇〇先生をはじめとする委員の方々でございまして、今後、この河川分科会と並行いたしまして開催いたします。そして、逐次、この内容につきましてご報告をしてみたいと存じておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

【分科会長】 以上ですか。ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明をもとに、自由にご意見、ご質問などをお願いしたいと思います。順序は問いませんから、どの部分からでも結構でございます。どうぞ。

【委員】 最初ですので、やわらかな部分からお話しさせていただきます。

この資料の12ページでございます。ちょっと、前回の発言と重なってしまうかもしれませんが、恐縮でございますが、いろいろな、こういう地域地域で取り組みを行われておまして、例えば徳島市ですとかこういうところを訪れるのは、それだけで、訪れることだけを目的にしてもいいぐらいに魅力あることだと思っています。

ただ、どうしてもこういうハード的な面、例えば十石船、三十国船を復元しましょうといったような、そういった船への費用ですとか、それから、水際公園をつくる時のこういったことに対して予算がおりたり、それなりの助成があったりということはあるんですけども、前回申し上げましたように、ぜひともこの地域を解説なさる方、その地域、その川の歴史なり何なりをきちんと伝える方、そういう人材の育成にある程度の支援をしていただきたいと思います。特に、案内人としてのスキルアップだけではなくて、そういった方たちにきちっとした地球環境、日本の環境も含めて環境的な知識、それから、防災の知識、そういったものを持っていただくことが重要なのではないかと考えております。

この道頓堀のところなんですけれども、下の真ん中のところに、実は「大阪市の都心部を流れる河川を周遊するクルーズ」と書いてございます。これ、たまたまですけれども、JR西日本との共同運行で、大阪の落語家の方が案内人として乗っているクルーズがあり

ます。その案内人の方は、もちろんおもしろおかしくおっしゃるわけですが、それだけではなくて、何ゆえにこの堀割が大阪という地域にできたのか、これが防災にどういう役に立っているのかということもきちっと説明されている例もございます。そういった面で、ぜひとも人材育成をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

【分科会長】 ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 本来は、〇〇先生か〇〇先生のほうがよろしいかもしれませんが、この前もちょっと言いましたけれども、今のお話から言うと、RACという既にそういうNPOになりましたが、「川に学ぶ体験活動協議会」ということで〇〇先生が代表理事をされているのですが、既に昨年もこういう雑誌を受けて、川に関係する人材をかなりのレベルで、一応、いろいろな部門の人たちが集まって、今、人材に対する育成に入っております。この面では、かなり期待はできるレベルになって、河川環境課からも支援いただいておりますが、その面ではかなり人という形では整備もできてきた。それを、これから河川をいろいろな計画をするときに、そういう人たちが、今年はそのRACが「川遊び百選」というのをこれから募集してやるようになりました。そういうところに深く関わっている人たちを、河川をまた計画するときに当初の段階から組み込むというのが、その以降の管理だとかいろいろな面で民間活力を生かす意味でも有意義ではないか、そう思います。

そのほかに、また私が関係しているんですけども、この前も申し上げましたが、「川の駅」という、全国のまちの駅というのを私は会長をしています。今、ようやく1,000できるようになりました。その中で川ということで「川の駅」。既に利根川から江戸川まで、一応、今年は、連携をしてできるだろうと。それで東京に約100ぐらいの「川の駅」をつくるか、これから荒川と江東区内にまた「川の駅」をつくる。また、木曽川でも、上流から海までずっと連携してつくるという、そういうフィールドとしての川をどう利用しようかという地域の動きが出てきた。こういうものがございますので、つくるほうと、ソフトを持っている、今お話しのと、要するに川で活動したいという多くの方々、それと、それを指導するインタプリチャーというか、そういう川を環境教育を含めてどうして地域の人や子どもたちも含めて場面提供していかうという人材育成が出てきて、ぜひこれを河川行政の中で取り入れていただきたいと、そんなふうな、今、思います。

【分科会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【委員】 今、2つお話を出していただいて、せっかくだから、念を押すような話を

させていただくと、今お話のあったRACだとか、あるいは、水にかかわる国際的なプログラムのWETとかというのを、今、一生懸命、河川管理者それからNPOが連携して推進しているところです。ただ、全国全体的に見ると、自然保護協会がやっている自然観察指導員とか、そういう枠組みから比べるとまだまだ弱くて、現場では虫の名前をいっぱい知っている自然保護の環境の指導員のほうが偉いというふうな雰囲気もつくられてしまって、なかなか苦勞しているところです。

水の循環だとか、川だとか、そういうものを総合的に教える人材、ようやく今、芽が出てきているところですので、ぜひこれ、強く強く応援していただいて、虫の名前、僕はいっぱい知っていますけれども、いっぱい知っている、そっちのほうが強いのではなくて、水辺の体験をちゃんと安全に指導ができたり、まさに降った雨が洪水を起こすということを教える力のあるインストラクターが河川行政の上では偉いんだというようなサポートをしていただきたい。現場ではなかなか難しいことなんですけれども、特にそれに関連して、学校への浸透というのをもう一つ工夫が必要と思います。

小学校の5年生の「流れる水の働き」、理科の科目ですけれども、これ、非常に役に立っていて、現場で河川のいろいろな、洪水を含めて理解をしてもらうのに役立っているんですけれども、下水のほうが非常に弱いんですね。下水の教育は3年生かと思えますけれども、ごみとオプションになっていることが多くて、面倒くさいから下水ってほとんど教えられていないんですけれども、現場では水の循環、洪水、はんらん、下水とつながりますので、下水も含めたような教科書への記載の拡充とか、で、下水の課題も含めたような——下水の課題も含めたRACと言ったらおかしいですけれども、そんなインストラクターが育つような環境をぜひ下水とも連携してやっていただきたいと思います。

【分科会長】 ありがとうございました。

どうぞ。では、〇〇先生からいきましょう。

【委員】 前回休みましたので、もう議論が出たのかもわかりませんが、私の意見を申し上げたいと思います。

資料1-2の3ページを見て、非常に暗い気持ちになります。前回、予算のことをあまり言いすぎるなというご意見があったそうですけれども、予算がなくては、やはり問題であるという気持ちで申し上げたい。

新設費がたくさんあればいいと言うつもりはないんですけれども、治水費が維持管理費とか激特・床上・復緊等に多くとられ、新設費が結果的にどんどん減っていくということ

ですよね。しかも、維持管理が必要となり、これから大変になる。先ほどお話がありましたように、気候変動は、治水上の問題だけでなく、あらゆる国土保全の問題と密接に関係してくるので、この治水事業だけでお金をどうこうというのはなかなかできないでしょうけれども、長期的にはやはり気候変動の問題を河川局としては真剣に考えて、何とか、予算を獲得し、国土保全を確実に行うことが出来るようにすることが大事だと思います。

私、法律の専門家でないので、理解が不十分ですが、治水特別会計と一般会計の持っている意味を考えてみたいと思っています。

ここに書いてある「災害復旧費」は一般会計に入っていて、激甚災害に対しても一般会計予算を使うのだということは、理解しているつもりです。今後、雨の降る量のばらつきが大きくなって、大雨の頻度が高くなることを考えたときに、災害が増える傾向となり、この維持管理費と、それから激甚災害が増えていくのだろうと考えています。ここに書かれている治水予算を考えたら、これから、計画的に予算の執行がやれるのだろうかということに不安を感じています。

そこで、考えなければならないのは、治水事業を計画的にやるとは言っているけども、予算が少なくなり、実質的にそれを実行できなくなるのが目に見えているのに、それをやるかのようなことばかり言ったってだめじゃないかと思います。河川局は、これでは、治水に対して国としての責任がとれないとケツをまくることをやるべきじゃないかと思いません。そんなこと、河川局は絶対にやらないことはわかっていますが。やれないとすれば、一体何を考えればよいかをわからないなりに少し考えてみました。

この中に「保全目標の転換」があるのですが、これまでの災害が起こったときのお金の使い方について考えてみる必要があります。現在、実施されている激特は、お金のある時代の災害復旧方式のように思います。それを今でも同じようにやっていないか。もう少し災害復旧の今日的あり方を考える必要がある。「再度災害防止」と言いますが、これがかたくなに守りすぎていないか。非常に大きな災害に対して「再度災害防止」を図るわけですが、これは出来るにこしたことはありませんが、現在のやり方でほんとうにいいのだろうか。

といますのは、大災害を生じた区間だけ再度災害を防止しても、その河川全体の安全度レベルが低いわけですから、その上流もまた災害を受けることは現実にあります。と考えたときに、「再度災害防止」レベルとか、「原形復旧」レベルをどうすべきかを考える必要があります。このとき、一般会計予算である公共土木施設災害復旧事業費をもっと活用

することが出来ないかを考える必要があります。また、激甚災害事業に対する河川局の考え方を、ここに書いてある「保全目標の転換」とともに考える必要があります。それは、「激特」のレベルをどうするかを含め、技術的検討を行う必要があります。それによって限られたお金の使い方をもう少し有効に使っていくことが可能であろうと考えています。

それから、もう一つは、治水特別会計による維持管理費という費目についてです。

「激特」規模でない災害を受け、治水施設が壊れたときに、どの予算でこれを直すのか。今は治水特別会計でやっていると思うんですが、それを一般会計の中で災害を予防するための資金、すなわち維持費ということで出来ないのでしょうか。治水機能をちゃんと発揮するような維持ということは、最も重要な治水事業です。その維持を一般会計として考えられないのか、知恵を出す必要はないだろうかということなのです。

維持費だから、治水特会であるということではなくて、一般会計でも出せないのか。消防とか、教育とか、それから社会福祉とか、特別な色のついていない予算で何が決まるのかわからないような、だけれども国民にとって大変重要な国土保全の中の治水を教育と同じ位置づけに災害防除としての維持管理はあるだろうと。それは一般会計として考えてよいのではないのか。治水特会は治水特会としての目的にあうものであって、今の治水施設がどんどん傷んで機能を失ってしまうということを考えるときに、一般会計の中に位置づける必要があるだろうと考えます。

それから、もう一つは、これは先ほど「保全目標の転換」の中にありましたが、やはり他の事業と一緒に、平成20年には、特別会計は一本化されるそうですから、道路とか都市とかの事業と一緒にやっていく必要があります。社会資本整備重点計画という会計が1つになっていく中で、治水と道路とか、治水と都市とかというものを一体的に、必要性の高いものを上手にやっていくことをぜひ、大きな柱にしていかなければならない。都市域にあっては特にそうだろうと思いますので、当たり前のことなんですけど、知恵を出していく。

予算の構成については、私は、ほとんどわかっていません。わかっていませんが、いろいろなところで見ている疑問に感じていることを言っていますが、間違えている心配は大いにあるんですが、一委員の意見として、こういう3ページのような状況をできるだけ延ばすか、こういうことにならないように、長期的な国の戦略との関係の中で中期的に見て予算獲得ということが大切ですので、今申し上げたような方向もぜひ考えていただきたいというのが私のお願いです。

以上です。

【分科会長】 どうもありがとうございました。非常に本質的な話ですが、これは事務局から一言、現段階の感想を述べていただきたいと思いますね。どうぞ。

【事務局】 なかなか、どのようにお答えしたらいいのかあれなんですけれども、我々としても、治水対策は非常に重要で、そのために予算を獲得していく努力をしっかりとやっていかなければいけないとは思っていますけれども、ご指摘のような治水対策のやり方自体をどういうふうに変えていくかというところは、最近でははんらん原の減災対策みたいな形で、通常ですと連続堤防でやるところを、例えば輪中堤にしたり、それから宅地化作業をしたり、そういうようなことで対応することをやり始めておりますし、少しずつ工夫はやり始めてきております。さらに、維持管理の面でも、もう少し従来のトレンドで施設が増えてきてお金がかかるようになるということだけではなく、維持管理のところももう少し工夫して、かかるお金を小さくしたり、場合によっては地域の方々とも連携して、そういった方々の協力も得ながらやるとか、いろいろなやり方を考えなければいけないとは考えてございます。また先生方からいろいろご意見をいただきながら、さらにそういったところを幅広く考えていきたいと思えます。

【分科会長】 今の続きだけれども、一般会計と特会の関係は、ちょっと総務課あたりからごく簡単に説明してもらえますか。

【事務局】 特別会計と一般会計のお話がありました。現在、治水特別会計という財布の中で、おっしゃるように災害復旧の関係とかは別として、それは一般会計のほうで手当をされるという形で大きな意味の治水関係の事業がなされているということでありませう。

それで、それがそれぞれの事業の手当てということでどれぐらい影響しているかということがポイントであろうかと、先生のお話を聞いて思いましたけれども、災害復旧というのは、ある意味、補正という形で一般会計で手当てされることが主であります。当初予算の中にも入っているのですが、それは前年度と同じ款が置いてあるというぐらいの位置づけになっております。そういった意味で、起こったときにそれを復旧させることで当初予算のいろいろな枠組みから若干離れて、実際に必要な額が手当てされるという意味で、一般会計のほう当初予算に比べて制約が小さいというように結果から見るとなっているという状況だろうと思えます。

実は、特会だから、一般会計だから、という議論は、あまり政府全体としては位置づけ

としてはそうではなくて、むしろ当初予算の中で治水関係にどれぐらい振り向けていくか、その中には維持修繕もあり、激特——激特はちょっと難しいのですが、補正予算でやられるものもありますが、2年目からは基本的に当初予算に入ってしまうから、要するに特会の中で処理する形になってしまいますけれども、そういった予防的にやっていくものを中心とした治水事業に対して、ほかのいろいろな政策に対する予算とどのくらいの比重を与えていくのかという議論、いわゆるシーリングの議論がございませぬけれども、そこでいろいろ議論されていくわけでありませぬ。そういった中で、ここにありますように3%減とか、そういったことが行われていって、基本的に予防的なところに振り向ける予算は、公共事業全体の中でだんだん減っていきっていると、そういう位置づけになります。一方で、起こったときに手当てするという、しかも、復旧まで手当てするものについては、先ほど言いましたように、起こった分だけ復旧の程度までは手当てしていこうということで若干緩いんですけども、そういった構図になっております。

そういう意味では、我々は予防的な面にどれぐらいお金を投資できるのかということの中で、ここで資料の3ページにございませぬように、要するに、その中には新設もありますし、維持修繕もあります、そういった中で維持修繕がどんどんコストプッシュになっている構図にございませぬので、その新規の予防的にやっていくところにいかに獲得していくか、あるいは効率的にその執行をやっていくか、そういったことをしっかり考えていかなければいけないと考えているところでございませぬ。

【分科会長】 とりあえず、〇〇先生、よろしいですね。今日は勘弁してやってください。

それでは、〇〇先生、手が挙がっていますから、〇〇先生。その後、〇〇先生。

【委員】 今、予算の話が出ました。私も災害復旧について、現在は、その場所にお金が非常にたくさんつく。そうではなくて、災害の原因になった基本的なところを調べて、それが全国的にやれるような方法ができると良いと思います。

前回を受けて考えられる対策案は書いてあるのですが、非常に具体性がなくて、何を具体的にやろうとしているのか、書いてあることはいいことだけれども、その次をぜひ考えていただきたい。我々が考えるのかもしれませんが。

ちょっと先走りますけれども、海岸を日本中守るなんていうのは、温暖化も進むわけですから、それから外力も大きくなるというとなると、もう無理だと思います。5年、10年を考えるわけですが、30年、50年ぐらいを考えて、ここまでで守ろうと考えるべき

です。川もそうです。そういうぐあいに考えると、土地利用も含めて議論して一緒になって進めるというのが理想的ですけれども、多分、それは、調整に時間がかかり過ぎる。だから、河川が、ここはもうやらないところ、やるところだと言えば、それに合わせて土地利用は動かざるを得ないようになっていく。かなり乱暴な誘導ですけれども、この3ページのお金の下がりぐあいを見ながら言うわけです。よろしくお願いいたします。

【委員】 私、率直な感想を申し上げたいと思いますけれども、全国、やっぱり回っていくと、土砂——まず、土砂災害の対策懇談会ができて、ほっとしましたというか、もう、ちょっと時期が遅かったのではないかと思うぐらいの気持ちですけれども、ここで英知が結集されると信じておりますけれども、土砂災害が徹底的に治水と違うところは、予測できないところなのではないかと思うんですね。衛星中継とか、今、かなり天気予報に関しては高度な予測ができて、それに応じて治水に関する情報が流れるけれども、この土砂に関しては、そういう予報が流れないどころか、ちょっと予測できないところが決定的に違う点だろうと思われます。

全国を回ってこういうことがよかったんじゃないかしらと思えるのは、ダムがまずできると、予備調査をすると、そうすると、地下を掘って、この部分は弱いんですよ、この部分は土砂崩れが激しいんですよというのを、住民に説明会とか何かで知らしめたんですね。だから、よくダムができると最終的にはその住民がとても賢くなって、自分たちの住んでいる地形を知るといって遺産といいますか、副産物が残ったわけですけれども、もうダムも大方できちゃってそういうこともなくなると、山間部の住民たちが、自分たちの住んでいる地盤がどのような地形の中に形成されているのかを知る機会もなく、それが防災能力の低下にもつながることだろうと思っておりますけれども、ダムのそういう残った後のことは評価されていないし、あまり表に出ていないから、はっきり全国的に認知されていないようなところがあるのではないかと、ややうらみがましく思っています。

それで、あともう一つは、合併がとても進んで、これまで「何とか村」「何とか町」という役場があったのが、支所になっているわけですね、多くは。今度支所になっちゃうと、人員が減らされて、これまで防災のこうしなきゃいけないですよという情報をきちんと流していた町役場が支所になった場合は、不可能に近い状態になっていることですね。その合併の後の防災対策の組み直し、全国的な組み直し・見直しは早急にやらなければいけないことではないだろうかと思っております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【委員】 私、まだ今日が2回目で、よくわかっていない部分があると思うんですが、今日も先ほどから皆さんのご議論をお伺いしてまして、何かこの委員会の中には、観光というテーマと、それから治水・防災・災害復旧であるとか、災害防除であるとか、2つのものがあるような気がするんですね。

私自身も、先回の委員会では、確かに都市の中の河川のあり方ということで発言させていただきました。大都市の中にある自然のもたらす現代人に与えるその潤いとか、豊かさとか、それから、自然だけではなくて、川には歴史とか、人々の思いとか、そういった秘められたものがありますので、その文化的価値とか、そういう価値を生かしたまちづくりが大切ではないのかという意見を申し上げたのですが、実は初めからこの治水の中に地域づくりというものがどういうふう位置づけられているのかよくわからないまま発言したような次第です。

というのは、私の中では、治水と、それからまちづくりは、時には葛藤するものではないかと思うんですね。やっぱり川は蛇行しているほうが、自然のままのほうが美しいし、川に安全さを置きますと、人が水辺から遠ざけられてしまいます。そういう意味で、相反する治水と観光、まちづくりとの新しい関係は、住民がまちづくりをするときに、美しさのためにどれぐらい自己リスクをかぶるのかという選択があったり、あるいは、少し景観は壊れるけれども、何とか工夫して安全性を優先させようとか、そういったバランスだと思うんですね。そういう選択を与えるために国交省は正しい情報をどれだけ開示できるかということが大切ではないのか。そういう意味でこの治水とまちづくりとの関係、例えば11ページから12ページにいきなりまちづくりに来るところにちょっと違和感を覚えますので、そこら辺のところをもう少し整理できればと思います。

それから、すごく小さなことなんですけれども、例えば「まちづくり」というのが「治水」という言葉に当たるのか。むしろ、川に与えられる「川とともに生きる」という点で、「治水」という言葉の中にまちづくりをくくってしまったもいいのかどうか、そういう点も含めまして、少し整理できればと考えました。

【分科会長】 これは、〇〇のほうでちょっと事務局からお答えください。

【事務局】 河川は、日常的な側面と、それから非日常的な洪水だとかそういう局面と、両方あわせ持っております、一たび大きな雨が降りますと大変なことになるわけですが、日常的には、例えばまちの中にそこに豊かな自然環境、あるいは美しい景観とし

て存在しているというようなことをございまして、治水対策を行うにしても、そういったところに配慮しながらやると。そこの配慮がなくなってしまうと、かつて高度成長期にありましたコンクリートの三面張りとか、そういうことになりかねないということをございまして、やはりおっしゃるとおり、治水とまちづくりというのは、必ずしも同じ方向に進んでいるものではなくて、相反する局面もあるとは思うんですけれども、川の整備をする際に、まちづくりというか、地域づくりということにも配慮しながら、どの辺で折り合いをつけていくかというような考え方でやっていくべきではないかと思っております、確かにこうやって見ていくと唐突に出てくるところがありますけれども、一番最後の自然環境もそうですけれども、どういうふう安全の確保と折り合いをつけていくかということも課題ではないかと思っております。お答えになっているかどうかあれなんですけれども。

【分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、〇〇先生のほうからいきましょうか。

【委員】 皆さんと似たような意見かと思っておりますが、幾つか気になったことの中には、私、河川のマネジメントというものをもっときちっと入れたほうがいいのではないかと考えたのです。

去年、タイに行きましたときに、ちょうど洪水が起きまして、タイの新しい空港ができたときに農民の方々と政府との闘いがありました。自分たちの畑に洪水が流れてこないためには、新空港の膨大な敷地のほうに水を流してくれれば私たちの作物が壊されないで済むということと、あと、都市との連携の中で、チャープライヤ川が毎年はんらんするようの中で、だれがある意味犠牲をこうむらなければいけないのかという順番があるわけなんです。水をせきとめて来ないようにする予算があるなら、まだいいんですけれども、おそらくこのマネジメントがこれから日本の中にもすごく重要な要素を占めてくるのではないかと思うんです。カンボジアのメコン川もそうなんです、毎年はんらんするわけなんです。そうすると、片側は都市ですから、都市部に水が流れてこないように、ちゃんと土砂の整備をしているんですけれども、農業をやっているほうの側には高床式の建物だから、そちらのほうに水を流すようにしているとかという、ですから、これだけ長い河川の中でおそらく地域地域によって、ボランティア精神だと思うんですけれども、下の方々が困らないように、では私たちが今回犠牲になりましょうと。だから、今回の農作物をあきらめてこっちのほうに流しても構いませんみたいなことを、マネジメント管理の中でそういうこともこれからは考えていかないと、ただつくるだけの予算ではなく、ソフトで人材

にも投入していかなければいけないかと思うんです。

それと、12ページの観光の部分で皆さんも話されていますけれども、都市の中での護岸整備の仕方というものと、あと、こうやって北海道とかほかの、ほんとうに山奥の地域での整備は、おそらくラフティイングをやっているところとかという川では、ここは別に整備してこういう天竜川下りとかそういうことをしてきたわけじゃなくて、昔から自然にやっているものに少し予算を出していらっしゃると思うんですが、そういうことにもっときちっと、自然環境がまだ残されて手をつけられてはいないけれども、人をここに送り込んだり、または観光することによってみんなで自然環境を大切にできましようという意識を持つためにも、こういうところにも少し予算を出して差し上げることがとても重要ではないかと思うんです。

それと、先ほどの土砂災害の話があったんですけれども、最近、新潟または山の山間部のほうへ行きますと、土砂対策のために山のところにもものすごいダムをつくっているわけなんですね。砂防ダムですか。で、山が崩れないために網を張ったりとか。それだけのお金をかけてそういうものを土どめする予算があるのならば、逆にほんとうに小さな集落であったり、1人か2人しか住んでいないような個人のためにその市の予算をそこにすごい金額をかけるのではなく、むしろふんだんに移転していただくための予算をつけて差し上げて、そして、移転していただくほうが、もし採算ベースとしてプラスマイナスゼロよりちょっと少なくなるくらいならば、やはり移転ということも考えていただくような交渉の仕方も考えられるのではないかと思うんです。

もう一つは、河川と河口の部分の港湾とはどういうふうな、どこの線で切り分けられるのかと思うんですが、今、「モーダルシフト」と言っている中で、もしアメリカのようなミシシッピー川とか、あるいはポトマックとか、ハドソンみたいに、とても大きな川は、日本は少ないかもしれないですけれども、ではほんとうにモーダルシフトのほうにいくのならば、河川の中にもそういう港湾をつくる際の港湾の整備の仕方、土砂の部分との砂防との関連と同じように、港湾とも一緒に関連した形での事業づくりをしないと、川が先ほどずっと流れてきた山の上の泥をかき分けてまた上に持っていくとかということをしているぐらいでしたらば、とても多く関連性のあることですので、そういうところも連携しながら予算を一緒にすることによって、そのときに必要なところに一番投入しなければいけないことでのチョイスがまた逆に、先ほども予算の話もありましたけれども、できるような仕組みも考えられたらいいのではないかと。だから、やはりマネジメントが、もし

かしたらすごく重要な課題の1つではないかしらと思いました。

【分科会長】 ありがとうございます。港湾と河川の区域のことは何か言うことはありますか。

【事務局】 法律でエリアが定められておりまして、港湾区域とか河川区域とか、重複しているケースも当然ございます。河口部などではですね。で、昔から——昔からという言い方は変ですね、かつてはかなり河川が舟運に使われておりまして、その名残で、例えば荒川という川ですと、タンカーだとか、かなり頻繁に通っておりまして、内陸部のいろいろなオイルの貯留施設みたいなところにタンカーを使って運び込んでいるとか、そういうようなことに活用されています。

ただ、日本の川は一般的にもものすごく急流で、そういった使い方ができる場所は結構限られているのが実情です。最近、その辺の見直しというような観点で、各地でも、例えば広島の大田川とか、近畿の淀川とか、そういったところでやはり活発に舟運をもう少し使っていこうというようなこともあります。ありますが、モーダルシフトというところまではまだいなくて、観光とか、イベントとか、そういうような利用がまだ今のところ中心になっておりますけれども、地域からは災害時に、阪神・淡路のときにも船を一部使ったとかいう経験がありますので、そういったことを考えると、河川にも船着き場だとか、そういったものをあらかじめつくっておけば、災害復旧のときにもものすごく役に立つというご指摘もありまして、今言いました荒川だとか淀川などには、そういう意味での船着き場などが少し設置されるようになっておりまして、ご活用はいただいているというような感じでございます。

【分科会長】 ○○委員、いかがですか。

【委員】 2つご質問といいますか、意見を申し上げたいのですが、今、荒川の船着き場の話が出てきましたので、そちらのほうから。

先だって、透析の必要な患者さんを災害のときにそういう病院に運ぶために船を使おうという、阪神の震災の後、向こうでそういう運動を起こされて、次は首都圏だということで、先日、首都直下地震のときにどういうふうに患者さんを運ぶかという、そういう会合があったのですが、その患者さんたちを乗せた船を荒川をさかのぼって岩淵の水門のところまで行かれた。

乗る人たちは、赤羽の駅からバスでその水門まで行こうと思ったら、何と大型バスがその船着き場まで行けない。かなりの距離を歩かなければいけないと。それから、途中で

また船着き場があるのですが、そこも同じように、要するに船着き場までバスが行けない。つまり、船着き場をつくられたところと、そういうバスが通えるような道、あるいはパーキングスペースを確保するところが違うセクションだと思うんですけども、せっかくそういうことをやられても、そこへやって来られないのでは機能しないという、そういうことはわかっておられたのでしょうかけれども、やはりそういう声をどうやって上げていくか。

つまり河川だけでできない部分をどうやって実現していくかという、それがまさにこの社会資本整備審議会の中の分科会という、ちょうどいいぐあいに分科会から声を上げれば審議会が動いてくれるというような、何かそういう仕組みをうまくつくっていかねばいけないのではないかという、それが私が申し上げたかった意見なんですけど、一番興味があったのは、前回の皆さんのご意見の中に、ゼロメートル地帯、あるいははんらん地域から人口や資産を分散しなければいけない、あるいは、危険な地域から安全な場所に移転してもらわなければいけない、こういうご意見を述べられておられて、まさにそのとおりだと思うんですが、問題は、それを移転したり移動する場所が、河川の区域外になるわけで、そういうところに対して、河川法の法律の中でどこまで効力を及ぼせるかという、そういうのが壁になって大変苦慮しておられるというお話をお聞きしましたが、まさにそういう問題をどうやって解決していくかというのがこの中長期的な課題ではないかと思うんですね。特にこれから予算がどんどん減っていくという時代に、国家予算を投じて解決するという部分がだんだん減ってくる。だんだん仕事をやらないのかということ、そうではなくて、みずからそこに住む人たちが、自分のお金を使ってそういう投資をするという、そういうことを誘導するような、「誘導策」という言葉がありますけれども、補助とか、あるいはそういう法律で強制するということばかりではなくて、そういうふうにしたほうがお得ですよという、世の中の人みんな「損得」という価値判断で動いているわけですから、そのほうが得ですよという、そういうルール・制度をつくることによって、ゼロメートルの人がどんどんゼロメートルでないところへ引っ越していこうとする、そういう動機を持つ、あるいは、危険なところにいる人は安全なところへ移ろうとするという、そのための投資をした人が、そのほうが得なんだというような、たまたまアメリカの洪水保険がそういう考え方をやはりとっていると思うんですけども、決められた地域内に居住しようとするれば、その水害を防ぐための投資をしなければだめだと。そういう人でないと保険に入れてあげないという、こういう形で安全を確保するという策をとっておられ、前々からぜひ日本でも検討されてはいかがかといろいろなところで申し上げてきたのですが、なかなか、

ずっと前にこの制度を検討されたことがあって、どうも日本ではうまくいかないというようなことで一たん断念されたというお話を聞きましたが、今のような財政事情、しかも、将来ということを見ると、やはりこのようなやり方をぜひこういう場でディスカッションして、そういう方向へもっていくべきだと。つまり、1人1人が持っている自己資産の中で社会資本の整備に当たるようなことを自分の分だけはやると。そのほうが結局、自分にとっては得だというような、そういう土俵をつくっていく。それをそういう支援したり、保険という形でそれを補償したりというような仕組みをつくっていくべきではないかと思うんですが、〇〇さん、説明していただいた資料の中には、その辺はどういう、まだ考え方は載っていませんでしたかね。

【分科会長】 ではお答えください。

【事務局】 ご指摘のような話、先ほどちょっとお話ししましたけれども、はんらん域を前提とした——はんらん域というか、はんらんすることを前提とした減災対策みたいなものを、今、いろいろ検討してございますけれども、保険というところまでは、これまでもいろいろ検討してきていますように、日本のような国土状況ですとなかなか成立しないというようなことがございまして、そこら辺まで、まだ実現のところまでたどり着くのは難しいのではないかと考えておりますけれども、今ご指摘のありましたような住む人がみずから他に移ることを選択する、あるいは、自分のために投資するようなことを誘導するような施策、そういったものはいろいろあるのではないかと考えておまして、例えば税制上の優遇措置だとか、逆に建築規制みたいなもの、災害危険区域を建築基準法に基づいて指定すると、いろいろそこに制限をかけて立地できなくなるわけですが、そういうような制度と組み合わせるとか、そういう可能性はいろいろあると思いますので、検討は引き続きしていきたいと思っております。

【分科会長】 ほかはいかがでしょうか。では、〇〇先生。

【委員】 幾つかあるんですけども、まず1つは、予算の話なんですけど、お金の話が多いわねというふうには申しあげましたけれども、お金の話をするなという話は多分出ていなかったと思うんですが、ケツをまくれという話があって、お金がちょっとないんですよという話をなされるということ自体、ちょっとまくりかかっているのかなと、私、理解しておまして、悪いことでは全くないと思いました。

それで、特会の話が出てきましたけれども、特会は全部財務省のほうでかなり公会計制度の改革の議論をされているようですけれども、それが国交省とどういう関係に至って、

力関係がどうなっているのかというあたりは私もよくわからないのですけれども、もし特会の話も含めて、予算の仕組みですよね、配分ルールとか、国交省の中でということですが、そんな話がもし河川分科会でされるようなことがあれば、これは大変大きな改革なのではないかとむしろ思ったりしているところでございます。

ですから、一般論として言えることは、むしろ配分の問題が多分大事ななと思っていて、ただ、相対的に言うと、多分、河川プロパーに係る経費よりは海岸とか土砂災害とか、そっちのほうがか少し上がったほうがいいかなという印象を全体としては持っています。ちょっと高密度に投資がされているかなということで、相対的に投資が薄いのはそういう領域ではないかと思えます。

先ほど〇〇先生がおっしゃったんですけれども、私も河川分科会、長く出ているわりには、河川の話と土砂災害の話、砂防の話と混じっておりまして、両者は違うのだということと比較的最近まであまり明確に認識しておりませんでした。ちょっと存在感が薄いところがあって、いつも〇〇さんが発言されるので、つい全部河川の話だと思っちゃうところもあるんですけれども、並行して懇談会のご報告もあるということなので、ついでに海岸の方も報告されたいかがかと思いますが、それはちょっと半分冗談ですけども、そういうことで日本の両者、治山ということで治水・治山と一緒にやっているところもあるのだと思いますが、ただ、独自のそれぞれ独自性があるので、それをもう少し出るようにやっていかれたほうが総合的にいいのではないかと思った次第です。

それから、2点目なんですけど、これは半分質問的なことなんですけど、予算配分とも関係しますけれども、いわゆる事業とは別にソフト対策的なこともやりましょうねという話になってくると、民間の人をどう巻き込むかということが1つのトピックになると思うんですが、その中で、この資料で10ページなんですけれども、〇〇さんがあっさりおっしゃったんですが、建設業者が減っているなんていう話がありますよね。これは、それは我々にとってはちょっと困ることだというようなお話だったんですけれども、そういうのをあっさり言われるとびっくりするので、建設業者という方々がどういうふうな機能を実際にこういう場面で、災害の場面で果たしているのかという話はほとんど認知されていないし、下手をすると誤解を招くので、もう少しご説明をむしろされたほうがいいと思うんです。それで民間のマンパワーをどう使うかといったときに、最初にイメージが出てくるのは、もうボランティアとか、NPOとか、せいぜい消防団とか、そのぐらいで、そんなまさか建設業者が実は重機を使ってがんばっているんですよという話はなかなか理解されて

いないし、あと、仕組みとしてどうなっているのか。ぎりぎりの災害の場合だと公用負担なんていう話もありますけれども、多分、そういうのではなくて、何か声をかけるとやってくれるというような体制がある程度あるということなのではないかと思うんですが、そういうことも含めて、むしろ、もっと充実して、で、多分、それはコアになるんじゃないですかね。かなり大事な役割を果たしておられるのではないかという気もいたしますので、そこはぜひもう少し量を増やして説明をしていただいて、かつ、イメージが悪くないようにといたしますか、言っていただけるとよろしいかと思えます。

それから、3点目は、トピックとしまして高潮とかゼロメートル地帯の話が出てきていたんですけども、ここの話は、普通の災害対策とはちょっと違って、国土保全というような意味合いもありますので、少し観点をたがえて議論を立てる必要があるのではないかと思います。

とりあえず以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

では、〇〇先生。

【委員】 前回ちょっと欠席しました。申しわけございません。

今回の治水対策のやつは4つ論点がございしますが、その中の3点目と4点目、ちょうど私自身、比較的専門分野とも関係ありますので、ぜひこれについてはいろいろご審議いただくと、大変ありがたいと思っております。

その中で、特に河川環境につきましては、随分河川行政もこの間転換しまして、随分熱心に取り組んできたと思っております。その中で3点目のまちづくりにつきましては、まだいろいろ芽生えといいますか、まだまだいろいろ検討してやることがあるのかなど。ただ、先ほどから言われたようにいろいろな問題があることは別としまして。ですから、少し今後の河川行政の中で、今回3番目で論点に出された問題についてどうしたらいいのかというのは、ぜひご議論いただきたいと思えます。

その中で、1つ少し考えてほしいことがありまして、この中で幾つか、「うるおいあるまちづくり」ということで既にこう出されておりますけれども、従来の治水対策等で言いますと、特に高度成長期以降、随分、例えば東京で言えばデルタ地帯は主に水門で守りまして、その内側はむしろ水辺のある空間としては要らない、むしろ外側で洪水を守っているということで、かなり埋め立てられてきたという経緯があります。これは、別に高度成長期のみならず、明治以降、随分日本の城下町は、ここにも大阪の例が出ていますが、実

は道頓堀、この大川、それから横堀川、この間は実は随分堀割があったわけですね。ですから、近代化の中でそれはある程度やむを得ない部分はあったと思いますが、一部については、やはり水辺と都市は切っても切れない関係ですし、それから、これだけ少し価値観が変わってきておりますので、場合によっては、一部道路と。既に民地の部分を変えるのは難しいと思いますが、道路用地になっていたり、あるいは公共用地になっている部分の一部について、例えば新潟税関のところにあたりする、何かちょっとつくりもののようなものでなくて、ほんとうにかつての堀割を一部復元していくとかを含めて、それはやはり水辺沿いのいろいろな形での都市の経済活動なり、また、こういう土地の価値なり、また、市民活動なりと、いろいろなことで非常に関係があると思いますので、少しそこら辺は、国が今後何をすべきなのかということがあると思いますが、ある程度国の支援がないと、多分、一部本格的に堀割を復元しようかという議論になりますと、おそらく地域だけの力では無理だろうと思います。

それからもう一つは、やはり道路行政、それから警察とかを含めて、また、いろいろなことを含めて、関係するのはかなり多くなってくると思いますので、単純に掘り返しというわけにもいかないわけでありまして、ですから、そこら辺は少しここに出されている例えば「川による観光やにぎわい」、これはだれもそのとおりだと思うんですね。日本の有名な温泉地は、ほとんど川べりでありまして、それと別で、やはり新潟でも市民活動と、また、今の市長さんは比較的熱心に取り組もうという意思があるようですが、そういう水辺沿いで形成されたまちで一部そういう堀割の復元の動きも例えば検討の芽生えはありますので、それも少し国としてももう少し着目してほしいと思います。

それから、ここの宇治の十石船、私も行きました。これは大変いいと思いました。しかも、発着のところで、終点といいますか、そこは河川沿いのちょうど、実際はもう機能は停止しているんですが、水門のところを公園化している部分ですね。河川局でおやりになっている部分です。ですから、そういうものがないと、逆に言うと、こういう観光的な船下りの拠点もできないわけですので、そういう意味では非常にむしろ河川局はもっとそういうのを大いにPRしていいと思いますけれども、例えば今、萩とかでも、こういう船下りを始めていますが、やはりもう船が通れないといいますか、それから橋をどうするかとか、いろいろな実際にやり始めると、いろいろなことが出てくるようであります。ですから、少しそこら辺も、場合によっては河川局が少し音頭をとって、こういう水辺に対する理解を深めるという意味では大変意味がある場所ですので、全国至るところにあります。

幾つか少しそういうことを検討していい都市があるのではないかという気もしますので、そこら辺はぜひ今後ご検討いただきたいと思います。必ずしもこの方向性の中にどこまで、どこまで具体的なことを書き込むかというのは別の議論だと思いますが、ぜひ地域の様子に目配りしていただければありがたいと。道頓堀も、あの辺は坂田藤十郎がたしかこの川から歌舞伎の劇場の芝居が上がっていくと。江戸時代、そういう伝統があったようですけども、やはりそういうひとつ川べりの文化ということになるとと思いますので、そういう意味では、やはり河川行政に対するいろいろなやっばり理解なり応援を広げるという意味でも、また、市民活動等の連携ということでも重要な場所だと思っておりますので、ちょっといろいろな形で少し河川局としてご検討いただければと思っております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 ちょっと全体的なことになりますけれども、これ、整備のいろいろな具体的なビジョンと絡むので、わりに細かいというと怒られそうですけれども、話になっちゃうのかもしれないんですが、水循環の全体像とか、流域で統合的に考えるとかいう動きは、河川分科会のここしばらくの議論を聞いていると、少しずつ引いているというか、あきらめられているというか、そういう印象を強く持ちます。

気候変動の変化は、ほんとうにこれはもし予測どおりにいったら恐ろしいことでありまして、予算の削減も、このままいったら恐ろしいことでありまして、そういう状況の中で、健全な水循環を達成して、安全で安らぎのある流域社会をどうつくるかはもう一度改めて、例えば河川だけでなく、下水だけでなく、都市計画、農地のことも含めて総合的に検討されなければいけない、ほんとうにそういうタイミングに来ていると思うんですね、客観的な状況は。

ただ、河川局の動きを見ると、少し、例えば特別法ができたり、水マスタープラン鶴見川の例などもあるんですが、事例ができて安心しちゃっているのか、全体の動きが今、焦点がそこでないということなのか、ちょっと鈍いなという感じを率直に持ちます。

本来であれば、もうそろそろ気候変動の激変と、予算の削減と、高齢化と、いろいろなことを見据えた上で、健全な流域社会とはどういうものなのかとか、流域の健全さとか水循環の健全さとはどういうものなのかということ、総合的に河川局が音頭をとって国交省全体、農水まで巻き込むような議論を始めるもう絶好のタイミングだと思っております。

ちょっと今日の議論からははねるかとは思いますが、やっぱりそのあたり、とても気になっています。

【分科会長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【委員】 土砂災害のことがございましたので、私にとってもこれから一番心配なこととしては土砂災害であります。ようやくどこが危ないかという箇所づけができて、私のまちでは約700世帯がその対象になっている。その皆さんにほんとうに今言ったように、要するにインセンティブで移動してもらおうというような方策があるかということと、それからもう一つ、土砂災害は河川についてはかなり事前に予測ができる形を組み上げてもらいましたが、土砂災害は、多分、そんなに予測ができない。

その面で、今、いろいろな、例えば国土地理院でこの金曜日は測量行政の懇談会に出させてもらいます。そういうところと、きのうは〇〇さんと一緒にJAXA、宇宙航空の宇宙と防災というシンポジウムに出させてもらいました。そういう2つが重なると、要するに虫の目という地理のところと、鳥の目という宇宙から、これが瞬間的に要するにギャップが生じたところがおかしくなっているとか、こういうものが何とかうまく国土交通省の広域の全体の中では一体化できると思いますので、そういう形のものでできると、河川とか土砂にかかわらず非常に早い段階で異常が生じつつあるとかいうもののテクノロジーになってくるのではないかと、そんなふうになんて期待をして、これはすぐにはできませんけれども、そういう関連のもとで個々に持っているテクノロジーを総体的につなげることで解決できる道があるのではないかと、そんなふうなきのうもちょっと発表させてもらいましたが、そんなふうな思います。

それから、ちょっとありましたが、建設機械、民間ですが、災害のときにほんとうに助かるんです。実はつい先日、建設機械等による災害対処・復旧支援に関する懇談会で建設機械等による災害対処・復旧支援について提言させてもらいました。ほんとうに私のまちのときにも、実際に動くのは建設業者なんです。そして、社長あたりから、「市長、うちの職員を、命をなくすつもりで橋に立たせた」というのもございまして、だから、今みたいに私は少なくとも入札制度の問題だって、やっぱり災害のときに対応する、そういう重機も含めてスタンバイしてくれる業者については、ある程度入札の優先的なものをしてあげなければいけない、もうそういう気持ちまでその災害を受けた自治体の長としては持っています。そこがみんななくなってしまうと、いざというときに、第一番に飛んでいって、

そして砂防とか水防と一緒に動いてくれる、そういう建設業者が地域にいなくなると、いざというときにはほんとうに危険だと、こんな話も今回、提言書の中に入っていると思いますけれども、そういうのもぜひ入れていただければと、今、お話を伺って思いました。

【分科会長】 ありがとうございます。

大分時間もたちましたから、第1議題はこの程度にしましょうか。次回以降、また引き続きご審議をお願いすることにしたいと存じます。したがって、専門委員の方々におかれましては、新計画についての審議は、一応、終了いたしましたので、この後の議事につきましては、ご退席いただいて結構かと存じます。どうもありがとうございました。

それでは、ここで5分ほど休憩したいと思います。

(休 憩)

(再 開)

【事務局】 済みません、それでは、次のテーマに入らせていただきたいと思います。議事に先立ちましてご報告させていただきます。荒川、揖保川及び太田川水系の河川整備基本方針の策定につきまして審議するため、臨時委員といたしまして〇〇委員及び〇〇委員、それから〇〇委員、それから〇〇委員にご出席をお願いいたしまして、本日は、それぞれ代理の方にお越しいただいておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、分科会長、よろしく願い申し上げます。

【分科会長】 それでは、再開させていただきます。

〇〇委員の代理の方々、遠路ありがとうございました。

それでは、「荒川水系、揖保川水系及び太田川水系に係る河川整備基本方針の策定」を議題といたします。

本件は、先般、大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、当会長から河川分科会長に付託されたものであります。これを受け、当分科会として効率的かつ密度の濃い審議を行うことが必要と判断し、分科会運営規則に基づき当分科会に設置した基本方針検討小委員会でご審議をいただきました。小委員会での審議の経過及び結果につきまして、〇〇委員長よりご報告をお願いいたします。

【委員】 〇〇でございます。

それでは、荒川水系、揖保川水系、太田川水系の各河川整備基本方針の審議結果についてご報告いたします。

これらの3水系については、1月19日、1月29日の2回、小委員会を開催しました。

小委員会には、各河川に詳しい河川工学の専門家、地元の県知事及び地元の有識者の方も加わり、地元事情を踏まえた活発な意見交換が交わされ、各河川の整備の方針について議論していただきました。その報告の内容は、資料3にございますが、これに基づいて報告させていただきます。

メンバーは、この5ページに書いてありますので、ごらんいただきたいと思います。

今回ご報告する水系の「河川整備基本方針（案）の概要」は、資料2にございます。それから、アウトプットである「河川整備基本方針（案）」は、資料4-1、4-2、4-3にございますが、説明の都合上、その工事实施基本計画との対照をいたしました資料5-1、5-2、5-3に基づいてご報告いたします。

まず、荒川水系でございますが、資料2の2ページをごらんください。

流域及び河川の概要についてでございますが、荒川水系は、流域面積は2,940方キロ、幹川流路延長173キロ、浸水想定区域内人口約540万人の1級水系です。我が国の政治経済の中核機能を有する首都東京を貫流し、流域内の資産は150兆円に及びます。

災害の発生の防止または軽減に関する事項でございますが、基本高水のピーク流量は、流量確率による検証、既往洪水からの検証等の結果を踏まえ、既定の計画である工事实施基本計画と同様に、基準地点岩淵において1万4,800トンとし、洪水調節施設と河道への流量配分についても、工事实施基本計画と同様に河道で7,000トン、洪水調節施設で7,800トンとしています。

洪水調節施設については、既設ダムの改造や中流部の広大な高水敷が有する遊水機能を生かした洪水調節施設等により対応することとしています。

荒川は、首都東京を貫流し、沿川には我が国の社会経済活動の中核を担う施設が立地し、下流部はゼロメートル地帯が広がっており、一度はらんすると、被害は甚大になるおそれがあります。

洪水はらんした場合の壊滅的な被害を防止するため、高規格堤防の整備や堤防の強化を図るとともに、危険情報の収集・伝達等、ソフト対策を推進することとしています。

河川環境の整備と保全に関する事項でございますが、広大な高水敷に残る旧流路と湿地等の多様な生物の生息・生育環境の保全・再生を図るとともに、都市域に形成された貴重な自然空間のヨシ原・干潟の保全を図ることとしています。

河川の適正な利用及び正常な機能の維持に関する事項でございますが、この必要流量については、関係機関と調整しながら、広域的かつ合理的な水利用の促進、水資源開発施設

とそのきめ細かな運用などにより、必要な流量を確保することとし、必要な流量は寄居地点ではかんがい期におおむね23トン、非かんがい期におおむね9トン、秋ヶ瀬取水堰下流地点で年間を通じておおむね5トンと設定しています。

審議の内容でございますが、資料3の小委員会報告の1ページをごらんください。

河口部で土砂が堆積しているが、掘削した断面が維持できるのか、また、洪水でフラッシュされないのかとの質問がございました。

これについては、河口部では計画高水流量が7,000トンに対して、現況の流下能力が6,350トンであるため、計画では掘削することとしており、また、船舶の航行のために喫水深を維持するために掘削が必要であること、近年の洪水では、河口部の土砂はフラッシュされていないが、今後とも横断測量をはじめ、モニタリングを実施しながら適切な河床管理を行っていく旨の説明が事務局よりありました。

洪水調節施設に関してですが、川幅の広いところで多数の遊水地を整備することですが、効率的・効果的な調節を行うには、技術的な面から十分な検討が必要との意見がありました。

荒川中流部では、広大な洪水敷が横堤により多数に分割されていることから、これを生かし、連続した調節池群の整備を検討していること、調節池では計画どおりの洪水調節を行うためには越流堤の構造等十分な検討が必要であること、さらに、連続する調節池の場合、水理的に調節池相互が複雑に影響するため、一層効率的・効果的な洪水調節を行うという観点から、今後とも技術的な検討が必要であること、このため、今後広大な高水敷と河道における洪水時の水位観測等の効率的・効果的な調節に向け調査・研究を実施する必要がある旨の説明が事務局よりあり、本文に記載することとしました。

具体的には、資料5-1、対比表の10ページ、右側の下から8行目に、「広大な高水敷が有する遊水機能を効果的に確保するために、広大な高水敷と河道における洪水時の水位観測などの調査・研究を行い、洪水調節施設を整備する」と記載しました。

そのほかの事項として、堤外民地に存在する家屋について、歴史的な経緯を踏まえ、その対応をどうするのかとの質問がありました。

これについては、大正7年から着手された荒川中流部の改修工事に伴い、河川敷に多数の家屋が残存しており、近年の洪水では、大規模な浸水は確認されていない状況ではあるが、住民の安全確保の観点から、迅速かつ確実な情報提供及び避難体制の確保を図るとともに、生活環境に配慮した治水対策の検討が必要である旨の説明が事務局よりあり、本文

に記載することとしました。

具体的には、この資料の右側の上から10行目、「堤外民地に存在する家屋については、その歴史的経緯を踏まえ、必要な対策を実施する」と記載しました。

洪水はんらん等により甚大な被害を受けるため、首都圏では治水対策をしっかりと講ずるべきとの意見がありました。

これについては、荒川は首都東京を貫流し、下流にはゼロメートル地帯が広がっているため、一度はんらんした場合には、地下鉄等の交通麻痺や電力途絶による経済活動停止等の甚大な被害が発生すること、破堤等による壊滅的な被害を防ぐために、高規格堤防の整備や堤防強化、高潮堤防・水門の整備等のハード対策を推進するとともに、ソフト対策を推進している旨の説明がありました。また、被害を最小化等するため、大規模降雨災害対策検討会の最終提言やゼロメートル地帯の高潮対策検討会の最終提言を踏まえ、広域防災ネットワークの構築や地下鉄事業者への危険情報の伝達等の対策を実施している旨の説明が事務局よりありました。

以上が荒川水系でございます。

次に、揖保川水系についてでございますが、また資料2の3ページをごらんください。

流域及び河川の概要でございますが、揖保川は兵庫県西部に位置しており、流域面積は810方キロ、幹川流路延長70キロ、想定はんらん区域内人口約12万人の1級水系で、河口部は播磨工業地帯の大規模工場が立地し、流域内では薄口しょうゆ、手延べそうめん等の地場産業が盛んに行われています。

災害の発生の防止または軽減についての事項ですが、基本高水のピーク流量は、流量確率による検証、既往洪水からの検証等の結果を踏まえ、既定の計画である工事実施基本計画と同様に、基準地点龍野において3,900トンとし、洪水調節施設と河道への流量配分は、工事実施基本計画において河道で3,300トン、洪水調節施設で600トンとしましたが、河道の特性を踏まえた上で、できる限り河道で分担するよう検討した結果、河川整備基本方針では、河道で3,400トン、洪水調節施設で500トンとしました。

その対策として、堤防の新設・改築等により河積を拡大することとしています。

洪水時に流下の支障となっている堰・橋梁等の横断工作物の改築については、関係機関と調整・連携を図りながら適切に実施することとしています。

河川環境の整備と保全についての事項ですが、河原固有の植物が生育する丸石河原や中・下流の水際植生などの保全・再生に努めることとしています。

堰の改築等に当たっては、関係機関と調整した上で魚道を設置するなど、魚類等の生息の場の連続性の確保に努めることとしています。

過去に水質汚濁の著しかった支川林田川については、関係機関と連携し、一層の水質改善に努めることとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項でございますが、その必要流量については、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努めることとし、必要な流量は上川原地点においておおむね3トンとし、もって流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとしています。

審議結果でございますが、これは資料3の3ページをごらんください。

河道計画についてですが、基準地点龍野付近は、扇状地の扇頂付近に位置し、治水計画重要であるが、地形的に狭窄部となっており、高速流の発生等の課題があるが、どのような河道計画とするのか。また、基準地点であり、河道掘削に当たっては、これまで蓄積された水文データがむだにならないよう管理が必要との意見がありました。

これについては、基準地点龍野付近は、高速流を分散させるような低水路法線形の見直しを行い、深掘れや高速流の緩和を図ることとしていること、また、龍野地点付近の改修に際しては、水文データが長年蓄積されていることから、龍野地点を補完できる地点を仮設定し、改修前後の水文資料の連続性を確保することとしている旨の説明が事務局よりありました。

以上が揖保川水系でございます。

次に、太田川水系でございます。また、再び資料2の4ページをごらんください。

流域及び河川の概要でございますが、太田川は、流域面積1,710方キロ、幹川流路延長103キロ、想定はんらん区域内人口約40万人の1級水系で、中国地方の社会経済基盤の中心をなす広島市中心部をその流域に抱えています。広島市のある下流デルタ域は、江戸から明治期に干拓により形成された、いわゆるゼロメートル地帯であり、洪水・高潮により一たびはんらんすれば、被害は甚大となるおそれがあります。

災害の発生の防止または軽減に関する事項ですが、基本高水のピーク流量は、流量確率による検証、既往洪水からの検証等の結果により、既定の計画である工事实施基本計画と同様に、本川の基準地点玖村において1万2,000トンとしています。洪水調節施設と河道への流量配分は、工事实施基本計画において河道で7,500トン、洪水調節施設で

4,500トンとしていましたが、下流河道の特性を踏まえた上で、できる限り河道で分担するよう検討した結果、河川整備基本方針では、河道で8,000トン、洪水調節施設で4,000トンとしています。ゼロメートル地帯である下流デルタ域に市街地が立地していることを踏まえ、関係機関と連携・調整の上、高潮対策を一体となって実施することとしています。

中・上流部における床上浸水対策は、地域ごとの地形特性・居住形態に応じて、連続堤の整備、輪中堤の整備、道路のかさ上げに合わせた宅地のかさ上げ等の対応を図ることとしています。

河川環境の整備と保全についてですが、アユ、サツキマス等の回遊魚の縦断的な移動環境の確保を図るとともに、下流デルタ域では生物の生活史を支える環境を確保できるよう配慮することとしています。また、市内派川を含む河口域では、国、県、市が協力して「水の都ひろしま」構想をもとに、水辺のにぎわいをもたらす活動の支援をすることとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項ですが、必要な流量については、広域のかつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努めることとし、必要な流量は矢口第1地点においておおむね15トンとし、もって流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとしています。

審議結果でございますが、資料3の4ページをごらんください。

高潮対策に関する事項として、観測史上最大の潮位を記録した平成16年台風18号の高潮では、それまでの高潮対策の進捗により被害が減少しているとのことだが、高潮の発生が大潮と重なれば甚大な被害となった可能性もあることから、さらに高潮対策を推進すべきであるとの意見がありました。

これについては、仮に台風18号が大潮と重なると、広島市街地全域が浸水することが想定されており、早期に整備効果が発現されるよう、段階施工を実施しており、現在、観測史上最高潮位まで概成している高潮対策を、引き続き計画高潮位まで対応できるよう推進しているとの説明が事務局よりありました。

中・上流部の床上浸水対策でございますが、平成17年台風14号により中・上流部において床上浸水など被害が発生したが、今後、どのように対応していくのかとの質問がありました。

これについては、地域ごとの地形特性・居住形態等に応じて、連続堤の整備、輪中堤の

整備、道路のかさ上げに合わせた宅地のかさ上げ等の対応を図ることとしているとの説明が事務局よりありました。

河川と海域とのつながりについてですが、広島湾はカキの養殖が有名であるが、河川が海域の生産を支えるという視点が必要ではないかとの意見があり、本文に記載することとしました。

具体的には、資料5-3、対比表12ページ、右側の上から11行目に「流域と海をつないでいる川が有する機能に配慮しつつ、適正な管理を行う」と記載しました。

以上、審議の結果に基づきまして、この「河川整備基本方針（案）」を策定いたしましたので、よろしくご了承のほどをお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問などございましたら、ご発言をお願いいたしたいと思います。

それでは、せっかく出席いただきました〇〇委員にご意見を伺いたいと思いますが、まず、〇〇委員、いかがでしょう。

【委員】 〇〇でございます。

荒川につきましては、埼玉のまさに母なる川でございまして、今般、大変立派な方針をおつくりいただき、まことにありがとうございます。

方針につきまして、特段ご意見はございませんが、小委員会におきましてご要望させていただいたことについてよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

続いて〇〇委員、いかがでしょうか。

【委員】 〇〇と申します。

荒川水系の「基本方針」については、小委員会で検討を踏まえた案となっております、特に意見はございません。なお、荒川の派川となる隅田川は、東京都で管理している河川でございまして、河口に至るまで石神井川、神田川、日本橋川など、都心を流れる重要河川が合流してございます。また、同じく都管理の利根川水系の中川が、荒川左岸堤としてゼロメートル地帯を高潮から守る役割を果たしております。東京都としては、首都を水害から守るためにも、これら隅田川・中川の整備を国と連携いたしまして一層進め、荒川水系全体の治水性の向上に努めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

〇〇委員、いかがですか。

【委員】 〇〇でございます。

まずもって揖保川についてご審議いただいておりますことに感謝申し上げます。

「基本方針（案）」につきましては、基本的に工事实施基本計画を踏襲されてございまして、また、小委員会の場においても審議が尽くされているということで、本県といたしましては、異論はございません。今後は、この基本方針に沿いまして直轄区間の整備計画が策定されることになると思いますが、県におきましても、現在、上流区間の整備計画の策定に取り組んでおりますので、県管理区間の整備促進にもご配慮いただきまして、直轄区間の整備計画の早期策定をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

最後に、〇〇委員、いかがでしょう。

【委員】 〇〇と申します。

「基本方針（案）」につきましては、特に異存はございません。今後の整備についてでございますが、小委員会での意見にもございましたように、中・上流部における洪水対策と下流中心市街地部におきます高潮対策、この2点が今後の治水上の大きな課題であると認識しております。こういった点につきまして、早期に解消されますよう整備計画の策定をよろしく願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかの各委員からいかがでしょうか、ご自由に。どうぞ。

【委員】 1つだけ伺いたいのですけれども、これだけ河川のほうでのいろいろな整備が行われることは大事なことだと思いますし、人命にかかわることでもあるわけですが、ただ、一時的な手当ではなくて、森林伐採によって、そういうところがきちっと整備されていないことによって、洪水が起きてしまっていると。そういうところも河川の場合ですと、水というのが森と海とかかわることですので、例えば河川の事業をやったときには、必ずその洪水になる原因の森の部分も手がけて一緒にやっついていかないと、ただばんそうこうをつけているだけみたいなことになってしまうのがいけないので、やっぱりその地域の社会の資本というのは、自然環境ということもとても大事なので、単体でただ動いているだけではうまくはいかないと思います。ぜひ県の知事さんたちはおそらく首

長としてはいろいろな部署をくっつけていろいろ整備することができると思うので、河川だけでとどまるのではなくて、それをほかの省庁とも連携する中でセットできちっと考えていかないと、ほんとうの意味での地域にとっての社会資本になっていかなくなるのではないかという感じがします。

【分科会長】 ありがとうございます。今のご意見は非常に重要な点で、他の部門との連携ということで、各県知事さん方に注文が出ましたけれども、国交省自体の問題でもあるわけですから、基本方針が定まった後の運用については、特に注意していただきたいと思います。

ほかに。〇〇さん。

【委員】 補足発言のようになりますけれども、太田川、それから荒川と見せていただいて、荒川のやっぱり特徴は、人口密集地だというのが最初に出てきますけれども、ごみの密集地でもあるんですね。かなり河口部は、いやっと思うぐらいにちょっと悲鳴を上げたいぐらいの状態になっている。あれは何とか河川全体の中で河口部だけにあんなに集中してしまう。それは上流部の人たちの少し気遣いとかも連携の中に「流域一体、水系一貫」という、ここをやっぱり柔軟で一番変わった名文句は「水系一貫」と「流域一体になってやりましょう」というふうなことが明文化で書かれたことは大きいですよ。これは、もう一つ欲張ると、河川の有する多面的機能も一緒に果たしていきましょと。とても欲張りなことなんでしょうけれども、この3つの柱の中でやっていく中で一番大事なことは、地域コミュニティの再生になるのではないかという期待を持っているわけです。だから、地域コミュニティをどうやってつくっていくか、東京都だけではなくて隣県との折衝をするとか、隣県との議題一致をうたうとか、そういうことがこれからは必要になってくるのではないかと思います。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

【委員】 小委員会委員ですが、気になったということで、どう考えたらよろしいのかということで質問します。太田川では高潮問題の議論が行われたということですが、これに関連しての質問です。河川の場合は、堤防が切れて洪水がどの範囲に広がるかということで、はんらん想定人口を決めていますよね。

太田川のように高潮で海の潮位が上がったときに、海から氾濫水が襲ってくるというこ

とは当然あり得るわけです。私たちは、今までそういうことを十分言ってきていないのではないかと思います。太田川が流れる広島市のように市街地のほうが低いところは、高潮で堤防が切れる場合には、高潮によるはんらん域が広がる可能性がある。洪水による想定氾濫人口と同様に、高潮による想定氾濫人口も明示していく必要があるということを、ここに出席していて気づいたのですが、そういうのはどういうことになっているのでしょうかということが質問です。

【分科会長】 では、事務局で。

【事務局】 ご指摘の点でございますが、港湾サイドとの調整ということも当然出てくるということだと思うんですけども、堤防高さ的には、計画高潮位を設定しまして、その辺の調整はしてございます。太田川につきましては、一番海側よりも、もう少し中側のほうが地盤が低いという特徴がありまして、一番大きな被害が出るのが、少し川をさかのぼってそこからあふれたときというような太田川の場合には特徴でございまして、今、その辺の整備が少しおこなわれているところがありますので、その辺の整備を今後進めていくと。

【委員】そこは結構でございます。ただ、私が申し上げたかったのは、想定氾濫区域の出し方の問題で、海から決まってくるものもあるのではないのか。すなわち、高潮で決まる想定はんらん区域もあわせて考えておかないと、何か洪水だけで決めては、問題が多いのではないのかというのが私の質問です。

【事務局】わかりました。その辺は、先ほどご説明した地球温暖化の話だとかを含めまして重要な課題だと思います。

ただ、太田川、それから荒川につきましては、想定はんらん区域の設定のときに、今、海から来る部分と川からあふれる部分が全く重なりますので、河口部におきましてはですね、ですから、そういう意味での問題はないと思っております。

【委員】そうですか。わかりました。

【分科会長】よろしいでしょうか。

ほかはいかがですか。どうぞ。

【委員】どこの川も、今日、出ているのですが、健全な水循環、物質循環等の構築という、「物質循環」という言葉がそれぞれどういう内容か、とらえ方があると思いますが。水循環はそれなりに理解されていますが、「物質循環」とは、治水、利水、環境の中でのいうふうを描いた言葉として入っているのか、そこら辺、もう1回。

【分科会長】いかがですか。

【事務局】 お答えいたします。

土砂の循環も含めて考えてございます。栄養塩類とか、水の中に含まれております物質、そういったものを対象に考えてございます。

【分科会長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この辺で付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思います。

ただいまご審議いただきました荒川水系、揖保川水系及び太田川水系に係る河川整備基本方針の策定につきましては、当分科会として適当と認めることといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

なお、各委員からいただきましたご意見は、今後、施策の上に十分取り入れていただきたいと存じます。

なお、社会資本整備審議会運営規則8条2項により、分科会の議決は会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができることとされておりますので、本件につきましては、会長のご承認を得て審議会本会の議決といたしたいと思います。

他にご発言がないようでしたら、最後に、議事録につきましては、発言者氏名を除いたものとし、内容について各委員の確認を得た後、官房の広報課及びインターネットにおいて一般に公開することといたします。

本日の議題は、以上でございます。

これもちまして河川分科会を終了させていただきます。

【事務局】 ありがとうございました。

なお、お手元の資料につきまして郵送をご希望の方につきましては、後日郵送させていただきますので、お手元に残しておいていただければと思います。

本日は、ありがとうございました。

— 了 —